

**第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録**

日 時 平成26年 1月21日 (火) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司 ・ 6 赤塚 薫 ・ 7 伊藤 征一  
9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎 ・ 13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男  
16 田中 茂人 ・ 20 中川 文博 ・ 22 中林 長一 ・ 23 平井 秀次  
43 後藤 勝 ・ 48 前川 正次

以上14名

欠 席 委 員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 15 杉谷 正美

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長 ・ 鈴木次長 ・ 竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平担当副主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 9 大田 武士 ・ 23 平井 秀次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (賃貸借権)

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)

- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

## 議 事 の 大 要

- 議 長            それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。  
 本日の欠席は、3名でございます。  
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
 9番 大田 委員、23番 平井 委員よろしく申し上げます。  
 まず始めに、会長の専決等の報告事項について、報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局            議案書の1ページから6ページをお願いいたします。  
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
 番号1から34で、6ページの合計欄のほうをご覧いただきたいと思います。  
 件数は34件、合計面積137,270.91㎡で、その内訳は、田が136,083.91㎡、畑が1,187㎡でございます。  
 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。  
 7ページから11ページをお願いいたします。  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。  
 番号1から9で、11ページですが、合計で件数は9件、面積は68,070.30㎡で、その内訳は、田が57,046.30㎡、畑が11,024㎡でございます。  
 これらにつきましては、相続の届出でございます。  
 このうち、8ページの番号4、届出者 \_\_\_\_\_ からあっせんの希望が出ております。また、その他の案件につきましては、希望はございません。  
 12ページをお願いいたします。  
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。  
 番号1は、倉庫用地です。番号2は、長屋住宅用地です。番号3は、共同住

宅用地です。番号4は、通路用地でございます。

合計4件で、合計面積は2,647㎡、その内訳は、田が2,283㎡、畑が364㎡でございます。

次に、13ページから14ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、資材置場用地です。番号2は、一般個人住宅用地です。番号3は、駐車場用地です。番号4は、通路用地です。番号5は、共同住宅用地です。番号6は、建売分譲住宅用地です。番号7は、一般個人住宅用地です。番号8は、駐車場用地です。番号9は、ゴミ置場用地です。番号10は、貸し駐車場用地です。番号11は、進入路用地です。番号12は、太陽光発電施設用地です。

14ページになります。番号13、建売分譲住宅用地です。番号14、一般個人住宅用地です。

合計14件で、面積は5,188㎡、このうち田が1,016㎡、畑が4,172㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、運動場及び駐車場用地の1件で、面積は畑で1,645㎡でございます。

16ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は、一般個人住宅用地です。番号2及び番号3は、共同住宅用地です。番号4は、一般個人住宅用地です。

合計4件で、面積は2,880㎡、内訳としまして田で1,722㎡、畑で1,158㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、17ページ、18ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 神戸、受け人 \_\_\_\_\_、面積5,571㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積1,255㎡、申請地 神戸大釜\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,255㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 高茶屋、受け人 \_\_\_\_\_、面積10,435㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積10,435㎡、申請地 高茶屋小森上野町野田\_\_\_\_\_、台帳地目・現

況地目とも田、面積171㎡ 外4筆で、合計面積4,380㎡。これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号3、地区 雲出、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 亡き\_\_\_\_\_ 遺言執行者 \_\_\_\_\_、面積7,036㎡、申請地 雲出島貫町藤本\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積810㎡ 外9筆で、合計面積7,036㎡。これにつきましては、遺言による特定遺贈になります。

18ページをお願いします。

番号4、地区 上野、受け人 \_\_\_\_\_、面積8,269㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積938㎡、申請地 河芸町上野酒屋垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積66㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 上野、受け人 \_\_\_\_\_、面積66,678㎡、渡し人\_\_\_\_\_、面積11,313㎡、申請地 河芸町上野酒屋垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,396㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 黒田、受け人 \_\_\_\_\_、面積268,003.39㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積2,385㎡、申請地 河芸町三行真黒\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,556㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 黒田、受け人 \_\_\_\_\_、面積12,362.86㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積2,385㎡、申請地 河芸町三行龍ヶ谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積829㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 安西、受け人 \_\_\_\_\_、面積255,557㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積723㎡、申請地 芸濃町北神山血解\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積723㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により離農したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区 安西、受け人 \_\_\_\_\_、面積43,633㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積11,824㎡、申請地 芸濃町萩野西川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積142㎡ 外1筆で、合計面積194㎡。

これにつきましては、受人は、耕作の利便性から、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受けようとするものです。

以上件数は9件で、合計面積は17,435㎡、その内訳は田13,035㎡、畑4,400㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、番号1の案件につきまして、本日ご欠席の池田委員から、問題ないのご連絡をいただいておりますので、付け加えさせていただきます。よろしく

お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員の意見を伺います。2番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山です。説明の通り、生前贈与で問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長 3番、雲出。

大田委員 9番 大田です。事務局の説明通りでございます。問題はありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 4番、5番、上野。

前田委員 14番、前田です。事務局の説明どおりで、問題ありません。

議長 6番、7番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。6番、7番とも問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 8番、9番、安西。

田中委員 16番 田中です。8番、9番一括して説明させていただきます。受人の2人とも大規模に農業されていらっしゃる方で、自宅からも近い畑ということから、問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、19ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借り人 \_\_\_\_\_、面積167,630.91㎡、貸し人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積3,359㎡、申請地 雲出本郷町一ノ割\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,380㎡です。

これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人から申請地を5年間賃借し、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 雲出、借り人 \_\_\_\_\_、面積167,630.91㎡、貸し人 \_\_\_\_\_、面積5,498㎡、申請地 雲出本郷町一ノ割\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,578㎡ 外1筆で、合計面積3,622㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化のため労力不足の貸人から申請地を10年間賃借し、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は2件で、合計面積は、田で6,002㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、2番、雲出。

大田委員 9番 大田です。1番、2番とも、説明の通りでございます。問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、20ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1は、地区 白塚、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町南永定\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積92㎡ 外1筆で、合計面積177㎡です。

これにつきましては、自営のリサイクル用車両置場として利用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里西浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積638㎡ 外1筆で、合計面積1,176㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は約345㎡、管理用スペース及び日影を避けるためのスペースが必要であり、実測した転用面積の37.8%程度になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 辰水、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所五会内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積469㎡。

これにつきましては、一般個人住宅用地とするものですが、一部を隣接する寺院用地と一体利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町東観音寺日野丘 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積823㎡。

これにつきましては、一般個人住宅用地とするものですが、一部を昭和22年ごろから居宅、車庫、納屋等に利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は2,645㎡で、その内訳は、田が177㎡、畑が2,468㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。16日に地元委員さんに立会いいただきまして、現地確認しました。何ら問題はないということでよろしくお願いいたします。

議 長 2番、上野。

前田委員 14番、前田です。部会長さんほか、現地確認をしていただきました。事務局の説明どおりで、問題ございません。

議 長 3番、辰水。

中川委員 20番 中川です。現地確認いたしました。何ら問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 4番、明合。

中林委員 22番 中林。ここは、昭和22年ごろから、申請人の親の代から、住宅が建っておりまして、現在に至っております。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは議案第3号については、異議なしと認め、許可をすることに決定いたします

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、21ページから22ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 白塚、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白

塚町南永定\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積186㎡ 外1筆で、合計面積258㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自営のリサイクル用車両置場として、議案第3号の番号1の土地と一体利用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本下モ田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積161㎡ 外2筆で、合計面積1,414㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、6区画の建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町萩野西川原\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積27㎡ 外2筆で、合計面積141㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、倉庫及び木材置場用地とするものですが、既に隣接する既存の製材所用地と一体利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町足坂東日之谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,709㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、会員研修会開催時の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明合、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_ 外6名、申請地 安濃町戸島北川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積695㎡ 外6筆、22ページになります、合計面積は2,494㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、骨材、製品等の資材置場用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は6,016㎡で、その内訳は田1,967㎡、畑4,049㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。16日に地元委員と現地確認をいたしました。何ら問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 2番、椋本。

田中委員 16番 田中です。会長をはじめ、現地確認をしていただきました。近隣にもたくさん住宅が建っておりまして、問題はなかろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 3番、安西。

田中委員 16番 田中です。事務局の説明どおりで、問題はないと思っておりますの

で、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 4番、高宮。

中川委員 20番 中川です。16日に、会長、部会長の立会いで現地を確認してもらいました。  
何ら問題はありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 5番、明合。

中林委員 22番 中林。16日に、現地確認をいたしました。\_\_\_\_\_さんのプラントに接続している土地でございまして、今回、その資材置場の拡張という事でございしますので、何ら問題はございません。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願ひいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。  
番号1は、地区 白塚、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 亡き\_\_\_\_\_ 相続人代表 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町境\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積505㎡ 外4筆で、合計面積1,265㎡です。  
これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を30か月間賃借し、\_\_\_\_\_の現場事務所、駐車場、作業場など仮設ヤードとして一時転用しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。  
以上件数は1件、合計面積は1,265㎡で、その内訳はすべて田です。  
番号1につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。16日に、会長、部会長、それから事務局立会いの下、現地確認をしました。何ら問題ないので、よろしくお願ひします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1は、地区 安東、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 納所町東垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積343㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と永年の使用貸借契約をし、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 藤水、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 亡き\_\_\_\_\_ 相続人 \_\_\_\_\_、申請地 垂水南浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,361㎡の内900㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と4か月間の使用貸借契約をし、申請地を\_\_\_\_\_の資材置場として一時転用するものですが、契約期間は昨年11月からの4か月間で、既に転用された状態にあり、このため始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 大里野田町細澤\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積62.05㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と永年の使用貸借契約をし、申請地を借り人宅への進入用道路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安濃、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多東大澤\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,133㎡の内500㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と21年間の使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネルの設置枚数は144枚、面積252㎡で、転用面積の50.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は1,805.05㎡で、その内訳は田1,400㎡、畑405.05㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

なお、番号1の案件につきましても、本日ご欠席の太田委員から、問題ないとのご連絡をいただいております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、2番、藤水。

奥山委員 10番 奥山です。現地立会いしたところ、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 3番は私でございます。新しい家を建てる事に伴い、進入路の拡幅が要するという事でございますので、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。4番、安濃。

中林委員 22番 中林です。現地調査をいたしましたところ、何ら問題はありません。よろしく願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で152, 555㎡、畑の賃貸借で49㎡、契約件数は59件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2, 134㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で98, 440㎡、契約件数は22件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で84, 578㎡、畑の使用貸借で2, 059㎡、契約件数は25件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7, 306㎡、畑の賃貸借で271㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて345, 013㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて2, 379㎡で、合計契約件数は110件、合計面積は347, 392㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は、津地区35件、安濃地区13件、芸濃地区17件でございます。

合計で、契約件数が65件、面積は228, 677㎡です。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
それでは、第1回第1農地部会を終了いたします。

午前11時10分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年 1月21日

議 長

出席委員

出席委員